

令和 4 年

上尾市議会 6 月定例会議案

## 議 案 名

議案第 4 4 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）……………別冊	
議案第 4 5 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）……………別冊	
議案第 4 6 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1
議案第 4 7 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	3
議案第 4 8 号	上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 4 9 号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例を廃止 する条例の制定について……………	5
議案第 5 0 号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議の共同設置の廃 止に関する協議について……………	6
議案第 5 1 号	財産の取得について……………	7

議案第 4 6 号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止）

第 2 条 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年上尾市条例第 1 2 号）は、廃止する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第 3 条 この条例の施行前に上尾市立幼稚園で受けた子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項若しくは第 2 8 条第 1 項第 1 号の規定による特定教育・保育（教育に限る。）又は同項第 3 号の規定による特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお従前の例による。

（上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第 4 条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

## 提案理由

上尾市立平方幼稚園の園児がいないこと及び園舎の一部が耐用年数を迎え使用できないこと等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を閉園したいので、この案を提出する。

## 議案第 4 7 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 2 号中「7 万 3, 0 9 0 円」を「7 万 5, 2 9 0 円」に改め、同項第 4 号中「3 万 6, 5 0 0 円」を「3 万 7, 6 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

## 提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 48 号

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 46 年上尾市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第 49 号

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例を廃止する条例の制定について

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例を廃止する条例

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例（令和 2 年上尾市条例第 50 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上尾市及び伊奈町がごみ処理広域化に係るごみの分別及び収集に関する基本計画を策定したことに伴い、所掌事務を終えた上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を廃止したいので、この案を提出する。

## 議案第 50 号

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議の共同設置の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 4 年 6 月 30 日をもって上尾市及び伊奈町が共同して設置した上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を協議により廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

## 提案理由

令和 4 年 6 月 30 日をもって上尾市及び伊奈町が共同して設置した上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を協議により廃止したいので、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。



議案第 5 1 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 消防ポンプ自動車 1 台                                     |
| 2 | 取得の目的  | 火災現場における消火活動に充てるため。                              |
| 3 | 取得の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 4 | 取得価格   | 50,545,000 円                                     |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都台東区浅草橋五丁目 4 番 2 号 横山ビル<br>ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

